

を 法 憲 て 弁 州 房

日本国憲法 第14条

すべて国民は、

法の下に平等であつて

人種、信条、性別、

社会的身分又は門地により

政治的、経済的又は

社会的関係において

差別されない。

おんだら日本の国民はよ、  
ちいちゃっけえ赤ん坊から とっしよりまで どの人もみんな、  
憲法だの 民法だの 法律のおおもとになる法律は あたりめえだっけ、  
他にもいっぺえある いろんな法律に関わる時にゃあよ、  
「平等」 みんなおんなじ扱いされねえば おいねんだってよ。  
頭ん毛が黒だろうが 金色だろうが、  
白い顔だろうが 黒ったりだろうが、  
どんな事信じてようが、男だ、女だ、どっちとも言いたあねえ人も、  
世の中で あんとか長がついて えらい人だろうが、  
世が世でれば あの家は…と言われる お家柄のうちだろうが、  
はあ そんな事は あじよでもかじよでも かまわねえこってよ、  
どの政治の片棒かっちいでようが、  
金持ちだろうが、それでもなかりょうが、どんなご身分だろうがよ、  
そんなもんに差別されちゃおいねんだかな !!  
みんなで、承知しといてくらっしえ !!

翻訳：磯部清子